

## 千葉市バス事業者部会の設置について

### 1 目的

本市域全域にネットワークが張り巡らされているバス路線に関し、地域公共交通網形成計画を策定する上で検討すべき「本来の目指すべき将来像」や「目標設定」などを調査審議するため、千葉市地域公共交通活性化協議会の下部組織として部会を設置する。

### 2 部会の概要

#### (1) 名称

千葉市バス事業者部会（以下、「部会」という。）

#### (2) 位置づけ

千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例第9条に基づく部会とする

#### (3) 調査審議事項

- ・ 地域公共交通網形成計画に関する事項
- ・ バス交通の方向性の確認や情報共有（利用実態やニーズ・要望の確認など）等に関する事項
- ・ 本市の目指すべき将来像、地域公共交通網形成計画の目標を設定する上で検討すべき公共交通サービス水準等に関する事項
- ・ 部会の運営方法その他部会が必要と認める事項

#### (4) 委員

- ・ 会長が指名する委員及び臨時委員で組織する
- ・ 部会には部会長及び副部会長を置く
- ・ 公共交通事業者（バス事業者）が主体となった委員構成とする

#### (5) 開催頻度

概ね2か月に1回程度

### 3 設置予定日

令和2年2月7日

<参考：千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例>

第9条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第6条第4項、第7条及び前条の規定は、部会について準用する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。